第3号様式

港湾施設使用許可申請書（2）

< 上屋 ・ 荷さばき地 ・ 野積場 ・ 駐車場 >

申 請 年 月 日
年 月 日

ナハ・シー・パラダイス共同企業体 殿

申請者 〒
住所
商号
氏名 印
電話

次の通り港湾施設の使用を申請します。

新規 継続 延長 変更 返還

担当者

許 可 番 号			
ふ頭	年度	使用方法	連番

使用方法 0 専用 1 一般

使用者コード

施設区分	1 上屋	2 荷さばき地	3 野積場	4 駐車場	ふ頭	1 那覇	2 泊	3 新港	4 浦添

1	施設	駐車場	目的			1	2	3	4	5	円 / 日
	車両番号		使用期間	年 月 日		年 月 日				㎡	円
	区画使用										
2	施設	駐車場	目的			1	2	3	4	5	円 / 日
	車両番号		使用期間	年 月 日		年 月 日				㎡	円
	区画使用										
3	施設	駐車場	目的			1	2	3	4	5	円 / 日
	車両番号		使用期間	年 月 日		年 月 日				㎡	円
	区画使用										
4	施設	駐車場	目的			1	2	3	4	5	円 / 日
	車両番号		使用期間	年 月 日		年 月 日				㎡	円
	区画使用										
5	施設	駐車場	目的			1	2	3	4	5	円 / 日
	車両番号		使用期間	年 月 日		年 月 日				㎡	円
	区画使用										

受 付 許 可 印		
所長		

許 可 年 月 日
年 月 日

合計使用料金	円

〇記入項目以外の該当事項は〇で囲む。

（注）使用施設別に提出する。

（駐車場用）

許　可　条　件（誓　約）

1.　使用者は、当施設の使用許可の目的以外の用途に使用したり、その権利を他人に譲渡、転貸又は担保に供いたりしてはならない。もし、違反した場合、使用許可を取り消すものとする。

2.　当施設での車両の滅失又は損傷、盗難等については、管理者は一切補償しない。なお、自動車保管場所使用承諾証明書（車庫証明）についても発行しない。

3.　使用者は、使用場所を善良な管理に基づき、使用しなければならない。もし、第三者に損害を与え、また第三者と紛争が生じたときは、使用者の責任において、その損害を賠償し、又は紛争を解決しなければならない。

4.　使用料は、毎月納入しなければならない。

5.　次の各号の一に該当するときは、いつでも当施設の使用を廃止し、又は使用を取り消し、その使用を制限し、若しくはその使用場所を変更することがある。そのときの一切の費用は使用者自己負担で、直ちに応ずるものとする。

（1）許可申請に不正があったとき
（2）指定の期間内に使用料を納付しないとき。
（3）那覇港管理組合港湾施設管理条例及び同条例施行規則の規定又はこの条件に違反したとき。
（4）港湾管理上支障があると認められるとき。
（5）公益上その他管理者が必要と認めるとき。

6.　定期券を紛失した場合は管理事務所にて紛失届けの記入を行うこと。

7.　定期券を紛失、破損した場合、再発行手数料として3,000円頂きます。

8.　使用の許可を受けた者は、許可事項の変更、住所の変更及び返還等が生じた場合は、直ちに、その旨を届けて管理者の承認を受けること。

上記の許可条件の確認の上、遵守することを誓約します

令和　　　年　　　月　　　日

申請者　住所

商号

氏名　　　　　　　　　　　　　　印

連絡先